

目次

1 応募期間	1
2 お問合せ先	1
3 応募内容（応募するアイデアの要件）	2
4 応募の流れ	3
5 応募上の注意点 【重要！】	5
6 「発明提出書」の記入方法	5
7 「発明提出書」の記載例	7
8 発明を創り出そう	12
9 パテントコンテストの基本ステップ1. テーマの選定	13
10 パテントコンテストの基本ステップ2. 従来技術の収集	13
11 パテントコンテストの基本ステップ3. 発想	14
12 パテントコンテストの基本ステップ4. 実現性の評価	15

1 応募期間

令和6年6月24日（月）～9月27日（金）（消印有効）

2 お問合せ先

- ① パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局
独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT：インピット） 知財人材部内
TEL: 03-3581-1101 ex.3907
（大代表として特許庁につながりますが、内線3907で実行委員会事務局につながります）
FAX: 03-5843-7693
E-mail: ip-jz01@inpit.go.jp（アイ・ピー・ハイフン・ジェー・ゼット・〇1）
- ② 令和6年度パテントコンテスト運営支援請負事業者
※コンテストの事務手続の一部分を請負事業者が行いますので、提出いただいた応募書類について、請負事業者からご連絡する場合があります。なお、当該応募書類については、当館より守秘義務を課した上で、請負事業者が取り扱います。

株式会社セレスポ 内

令和6年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト運営事務局

170-0004 東京都豊島区北大塚 1-20-7 末広ビル 3 階

TEL: 03-5944-5199（平日 10:00～17:00）

E-mail: patentcontest2024@cerespo.co.jp

3 応募内容（応募するアイデアの要件）

- （１）「特許法に定める発明」であること。
（ゲームのルールなど人為的な取決めや、単なる自然法則そのもの、フオークボールの投げ方などの技能等は特許法上の「発明」には該当しません。）
- （２）応募者の創作であること（他人のアイデアではないこと）。
- （３）公に発表されていないこと。
- （４）他のコンテストに応募を行っていないこと。
※他のコンテストに応募すると、当該他のコンテストにおいて発明の内容が公表され、特許権を取得できなくなるおそれがあります。
- （５）本コンテストとは無関係に既に特許出願等を行ったものでないこと。

【注意】

- ・ **1人1件の応募とします。**
（パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト両方への応募は可能です。ただし、受賞はパテント・デザインいずれかの一部門のみの受賞となります。）
- ・ 公に発表されている発明については、本コンテストに応募することはできません。また、本コンテストの選考結果発表前に発明が公表された場合は、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。
- ・ 他のコンテストに応募している発明については、本コンテストに応募することはできません（本コンテストへの応募のための学内選抜コンテスト等を除く。ただし、学内のコンテストであっても、それによって公表されてしまう場合には、応募することができません。）。
- ・ 本コンテストへの応募後も、選考結果が出るまでは（受賞者については出願手続きが済むまで）、他のコンテストへの応募を行わないでください。それよりも前に他のコンテストに応募した場合、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。
- ・ 本コンテストに応募した内容について、本コンテストとは無関係に特許出願をされた場合、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。

4 応募の流れ

- ① まずは応募方法を確認しましょう。
応募に当たっては、以下の動画が参考になりますのでご覧ください。

藤原麻里菜さんが解説！ 「無駄づくり」を通した発明

https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_coseview.aspx?JogITZZ2DWEYyYle40bgoaPNpjpOT2h%2b5fe7wg9gAMuISLLbWGJD6Oqlm5v22po8

パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募に向けた解説動画

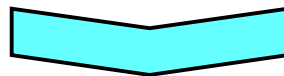
https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_coseview.aspx?JogITZZ2DWEYyYle40bgoaPNpjpOT2h%2b5fe7wg9gAMsSMYHdTAB4v558vtBJ1rJk

- ② ホームページから「書誌事項入力フォーム」「発明提出書」をダウンロードしましょう。
③ 「書誌事項入力フォーム」を記入してオンライン応募フォーム又は CD、DVD に記録しましょう。
④ 「発明提出書」「先行技術文献」を紙に印刷するか、オンライン応募フォーム又は CD、DVD に記録しましょう。
⑤ 「書誌事項入力フォーム」「発明提出書」「先行技術文献」を提出しましょう。

①

まずは応募方法を確認しましょう

事前に、この「パテントコンテスト応募の手引き」をよくお読みください。



②

ホームページから「書誌事項入力フォーム」「発明提出書」をダウンロードしましょう

以下のホームページから特設サイトにアクセスし、「応募方法」ページから「書誌事項入力フォーム」「発明提出書」をダウンロードしてください。

URL : <https://www.inpit.go.jp/jinzai/contest/index.html>

- ・「発明提出書」の記載例を本資料の最後に掲載しましたのでお読みください。
- ・応募の際には、特許情報プラットフォーム（以下「J-PlatPat」という。）等を利用して先行技術調査を行っていただき、その結果を「発明提出書」に記入するとともに、発見した先行技術文献を提出してください（電子データで提出される場合は、「J-PlatPat」の「文献単位 PDF 表示」等の機能にて文献の PDF ファイルを取得し、添付してください。）。

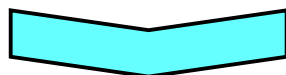


「書誌事項入力フォーム」を記入してオンライン応募フォームに登録又は CD、DVD に記録しましょう

③

②でダウンロードした「書誌事項入力フォーム」(Microsoft® Excel®形式)に必要な事項を入力して、オンライン応募フォームに添付又は CD、DVD に記録してください。

複数の作品を応募する際(先生が複数の生徒の作品をまとめて応募する場合など)は、一つのファイルに複数作品分を入力することができます。



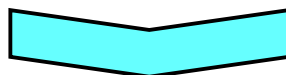
「発明提出書」「先行技術文献」を紙に印刷するか、オンライン応募フォームに添付、又は CD、DVD に記録しましょう

「発明提出書」「先行技術文献」を紙に印刷するか、オンライン応募フォームに添付、又は「書誌事項入力フォーム」を記録した CD 又は DVD に一緒に記録してください。

④

紙に印刷して提出する場合、「発明提出書」「先行技術文献」は書類ごとにステープラで留めてください。また、1セットをクリップで留めてください。

CD 又は DVD に記録する場合、「発明提出書」「先行技術文献」はそれぞれ別のファイルとし、ファイル名の先頭に「書誌事項入力フォーム」の A 列に記載された番号をつけてください(例 1 : 001 発明提出書.docx)(例 2 : 001 先行技術文献 1.pdf)。複数の応募作品を一つの CD 又は DVD に記録して提出する場合は、フォルダを設けず、直下に全てのファイルを記録してください。



「書誌事項入力フォーム」「発明提出書」「先行技術文献」を提出しましょう

⑤

「応募用紙」「発明提出書」「先行技術文献」を、セットにして運営事務局宛にご提出ください。

なお、電子メール、ファックス等のオンライン応募フォーム及び郵送以外による提出や、実物見本・ひな形による提出は受け付けていません。

【応募書類の提出先】

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 1-20-7 末広ビル 3 階

株式会社セレスポ 内

令和 6 年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト運営事務局

TEL: 03-5944-5199 (平日 10:00~17:00)

※応募書類の受領後、事務局による形式チェックを行った上で、登録いただいたメールアドレス宛に受領のご連絡を送信します。応募書類の送付後、10日以上経過しても連絡がない場合はパテントコンテスト／デザインパテントコンテスト運営事務局までお問い合わせください。

5 応募上の注意点 【重要！】

- ・ **1人1件の応募とします。**
(パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト両方への応募は可能です。ただし、受賞はパテント・デザインいずれかの一部門のみの受賞となります。)
- ・ 応募者が未成年（18歳未満）である間は、特許出願手続に関して原則として法定代理人（親権者）の同意及び手続が必要となります。
- ・ 特許出願時の出願書類に記載した事項（住所・法定代理人の有無等）は、特許出願の公開又は登録後、閲覧請求の対象となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ グループで応募する場合は、**真の発明者（アイデアを具体化した者。一般的なアドバイスや指導をした教職員等は発明者に含まれません。）を全員記載してください。**また、複数人（複数の発明者）での応募の場合、担当教職員に法定代理人（親権者）の同意を人数分取りまとめていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。応募後の発明者の追加はできません。
- ・ 応募資格を有しない者と共同して創作した発明の応募は認められません。
- ・ 大学生、専修学校生、大高校生は、研究活動等に関連するアイデアを応募する場合、ご自身の学校における発明等に関する取扱いの規定等を事前に確認するとともに、本コンテストに応募することを指導教員等と相談してください。
- ・ 応募書類に記入いただいた事項等について、当館から応募者に確認をさせていただく場合がございます。
- ・ 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ・ 応募の際はパテントコンテスト用の様式で提出してください。**毎年誤ってデザインパテントコンテスト用の様式で応募されている作品が見受けられますのでご注意ください。**
- ・ 学校の先生方におかれましては、学内コンテストの実施等、生徒、学生等の知的財産マインドの向上と、知的財産権制度への理解の向上につながる積極的な取組を行っていただきますよう、ご協力をよろしくお願いします。

6 「発明提出書」の記入方法

パテントコンテストへの応募には、「書誌事項入力フォーム」「発明提出書」「先行技術文献」が必要です。「発明提出書」には、①発明の名称、②発明の背景、③発明の概要、④調査内容、⑤発明の内容、⑥図面を記載します（⑥図面については必要な場合）。⑦課題発見の経緯等、⑧社会への普及に向けた取組については、特許庁長官賞への応募希望者¹のみ記載します。

¹ 令和4年度から、特許庁長官賞は、コンテストに応募された作品のうち、①課題発見にいたる経緯やその着眼点及び課題の解決に向けた取組、②発明の社会への普及に向けた取組について、特に優れたものに対して授与するものとなりました。² 英語の諺（ことわざ）Necessity is the mother of invention より。

① 「発明の名称」の記載

創作した発明の名称を記載してください。

発明の名称は「書誌事項入力フォーム」に記入したものと一致させてください。

② 「発明の背景」の記載

応募したアイデア・発明を思いついたきっかけや、既存の製品の課題や問題点などの説明を記載してください。

③ 「発明の概要」の記載

発明が何を解決するためのものなのか、解決するためにどのような構造を採用したのか、採用した構造によってどのような効果が得られたのか、などの発明の概要を400字以内で記載してください。

④ 「調査内容」の記載

本コンテストに応募するに当たって、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)等を使用して、先行技術の調査を行ってください。

例えば、検索キーワードのみを使用して調査を行う場合でも、応募作品の特徴的な部分の一般的名称やその類義語、作品の効果を象徴する用語を用いた検索を組み合わせると効果的です。ヒットする先行技術が100～200件以下になるように絞り込んで、応募作品の特徴的な部分と方向性の近い先行技術が検索されるか、試行錯誤を数回繰り返してみましょう。

④「調査内容」には、先行技術の調査の手段・方法、具体的な検索条件（検索キーワード、検索インデックス等）を記載してください。また、先行技術の調査を行った中で、応募作品に最も近いと思った従来技術（特許公開番号、図面、簡単な説明等）について記載してください。

⑤ 「発明の内容」の記載

この項目が選考の最重要ポイントです！！わかりやすく・もれなく記載してください。

応募作品の構成・仕組み・効果等について、ポイントに注意して、詳しく説明してください。

④に記載した最も近い先行技術と、どのように違うのかも記載すると、わかりやすい説明とする上で効果的です。

⑥ 「図面」の記載

紙で提出する場合、図面は、濃墨、黒色インキまたは変色しにくい絵の具で鮮明に描きます。鉛筆、カラーインキ、クレヨンなどは使用できません。

電子データで提出する場合、Microsoft® Word 以外のソフトウェアを用いた図を貼り付けても構いませんが、Microsoft® Word のみでも表示が可能なデータとしてください。

スペースを十分活用して、大きく分かりやすい図を作図してください。図の中の必要な箇所（部品）等に番号をふって、名称を記載してください。必要に応じて別の角度から見た図や、

一部を拡大した図などを用いると効果的です。

⑦ 「課題発見の経緯等」の記載 ※特許庁長官賞への応募希望者のみ

②「発明の背景」に関連して、以下の点について記載してください。

- ・ 課題を発見した経緯（自身の体験など）やその着眼点（解決したい課題を発見するために何に注目したかなど）
- ・ 課題解決の検討のために行った取組
- ・ 着目した課題と社会や身の回りの課題（SDGs、環境問題、地域・学校特有の課題等）との関連性

⑧ 「社会への普及に向けた取組」の記載 ※特許庁長官賞への応募希望者のみ

今回応募する発明の社会への普及に向けた取組として、以下の点について記載してください。

- ・ 商品化に向けた工夫
- ・ 先行発明と比較して優れている点

7 「発明提出書」の記載例

応募発明「消しゴム付き鉛筆」の 記載例

【1 発明の名称】

消しゴム付き鉛筆

【2 発明の背景】

今までは、鉛筆と消しゴムが別々であったため、消しゴムをなくしやすく、また書き誤るたびに、わざわざ鉛筆から消しゴムに持ち替えて修正を行っていたので大変不便に感じていました。

この発明を思いついたきっかけ、既存の製品の課題や問題点等を記載してください。

【3 発明の概要】 （400字以内）

消しゴムの紛失防止及び消しゴムと鉛筆の持ち替えを不要とするため、鉛筆の持ち手側の先端に連結具を介して消しゴムを装着することによって、鉛筆の使用時に、鉛筆の持つ方向を変更するだけで消しゴムを使用することができるようにしたもの。

【4 調査内容】

調査内容：J-PlatPat 特許分類検索、公報テキスト検索
キーワード（要約＋請求の範囲）対象○○○*○○○○○○○ □□□件

具体的な検索条件（検索キーワード、FI、Fターム等）を記載してください。

F I : ○○○○ ○／○○@○

□□件

F ターム : テーマ○○○○○ 検索式 ○○○○○

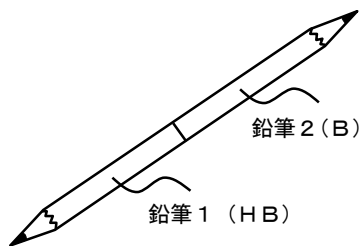
□□件

公報テキスト検索を使い、上記キーワードでヒットした□□□件の内容から、関連するF I とF タームをパテントマップガイダンスを参照して検討した。

検討の結果、特許分類検索を使ってF I ○○○○とF ターム : テーマ○○○○○検索式○○○○で検索し、ヒットした□□件と□□件の内容を確認した。

特開○○○○-○○○○○○○号公報

濃さが異なる鉛筆が連結されている発明が開示されていました。



調査結果の中から本発明に最も近い技術について、公報番号を記載してください。

【5 発明の内容】

この項目が選考の最重要ポイントです!!
わかりやすく・もれなく記載してください。

<全体の構成>

この発明は、鉛筆 1 と、消しゴム 2 と、連結具 3 から構成されています (図 1 参照)。

全体の構成

まず、発明が主にどのような物から構成されているのかを記載してください。

<鉛筆 1 について>

鉛筆 1 は普通の鉛筆です。

<消しゴム 2 について>

消しゴム 2 は、後で説明する連結具 3 に連結することが可能な大きさ (例えば、鉛筆 1 と同じぐらいの太さ) に成っています。

部分の構成

それぞれの構成物の仕組みについて記載してください。

<連結具 3 について>

連結具 3 は、円筒のような形状をしていて、鉛筆 1 の端と消しゴム 2 の端を連結することが可能な金具です (図 2 参照)。

発明の効果

今ある製品、技術、方法と比べ、この発明にはどのような効果が期待できるかを記載してください。

<発明の効果>

- ・鉛筆と消しゴムが連結具で一体になっているためバラバラにならない。
- ・書き誤ったときにわざわざ鉛筆から消しゴムに持ちかえる必要がなくなる。

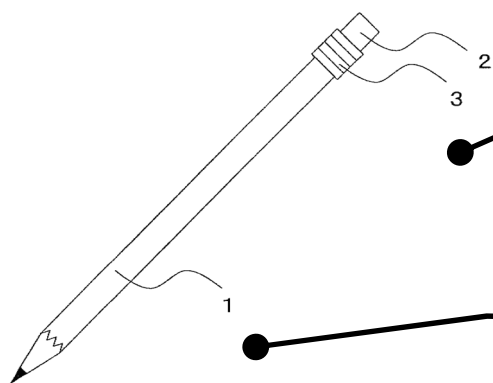
<その他>

鉛筆 1 の部分をシャープペンシルに置き換えても良いと思います（図 3 参照）。

連結具の形状は、円筒に限らず、鉛筆と消しゴムが連結可能な金具であれば、どのような形状でも良いと思います。

【 6 図面 （ 1 ） 】

図 1

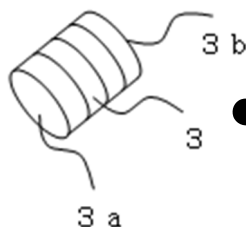


- 1 : 鉛筆
- 2 : 消しゴム
- 3 : 連結具

図の中の必要な箇所（部品）等に番号をふって、名称を記載してください。

スペースを十分に活用して、大きくわかりやすい図を作成してください。完成品の写真があれば、それでもOKで

図 2

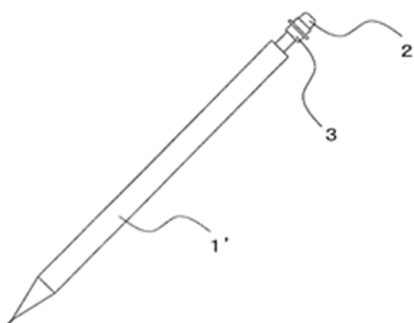


- 3 : 連結具
- 3 a : 鉛筆側連結部
- 3 b : 消しゴム側連結部

必要に応じて別の角度から見た図や、一部を拡大した図などを用いると効果的です。

変更例（応用例）等がある場合は、必要に応じて図面を作成してください。

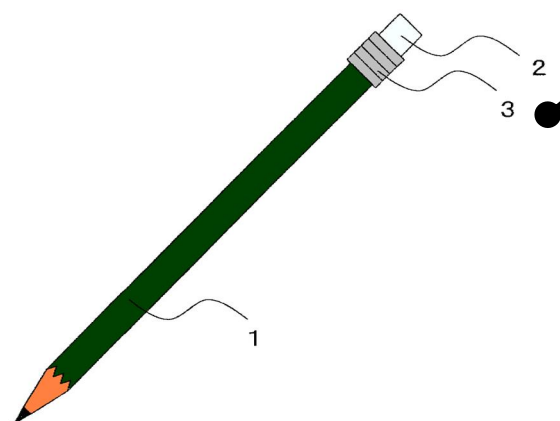
図 3



【 資料 】

(例. 試作品の写真と簡単な説明、など)

試作品の写真と説明



試作品や実験などをした場合には、それらの写真や実験結果などを示してください。応募発明の内容理解に役立つよう、試作品や実験などについて、簡単に説明してください。

写真は、試作した消しゴム付鉛筆です。

消しゴム2は、カッターナイフで削って、鉛筆1とほぼ同じ太さにしました。

鉛筆より少しだけ太いアルミニウム管を短く切って、鉛筆1と消しゴム2の連結部分に通し、ペンチでアルミニウム管を締め付けて、連結金具3にしました。

うまく締め付けると、鉛筆1と消しゴム2がしっかり連結でき、書き誤った字を消すときも、消しゴム2が鉛筆1からはずれることはありませんでした。

【7 課題発見の経緯等】※特許庁長官賞への応募希望者のみ

「2 発明の背景」と関連させて、課題を発見した経緯やその着眼点、課題解決の検討のために行った取組及び着目した課題と社会や身の回りの課題との関連性を説明してください。

●課題を発見した経緯やその着眼点

「2 発明の背景」で説明したとおり、鉛筆と消しゴムが別々だと、消しゴムをなくしたり、文字を消すときに不便さを感じることがありました。周りの友達からも消しゴムをなくしたという話をよく聞くため、そうした困りごとは自分だけではないのだと気づきました。

課題を解決するための案をいろいろ考える中で、鉛筆の芯が出ていない方は、その形を変更しても文字を書くことに大きな支障がないのではないかとということに気づき、そこに消しゴムの機能を追加することを思いつきました。

●課題解決の検討のために行った取組

上にも書いたとおり、消しゴムをなくしてしまうという困りごとは自分だけではないと気づきましたが、具体的にどれくらいの人たちがそうした課題に共感するのか、学校内の友達や先生などにアンケートや直接質問をして調査しました。その結果、40人中35人から、実際に「消しゴムをよくなくしてしまう」、「鉛筆で文字を書いているときに、近くに消しゴムがなく

て困ったことがある」といった回答を得ることができました。

●着目した課題と社会や身の回りの課題との関連性

SDGsの15番目に「陸の豊かさを守ろう」という目標が挙げられています。株式会社トンボ鉛筆のホームページによると、消しゴムのゴムは天然ゴムから作られています。また、消しゴムのスリーブを作るためには紙も必要です。

こうした自然の資源から作られている消しゴムを使い切る前になくしてしまうことは、自然資源の無駄遣いにつながります。なので、今回発明した「消しゴム付き鉛筆」は、消しゴムをなくしてしまう、消しゴムに持ち替えるのが不便といった課題を解決するだけでなく、自然資源の無駄遣いを減らすという私たちの社会全体の課題解決にもつながります。

【8 社会への普及に向けた取組】※特許庁長官賞への応募希望者のみ

●商品化に向けた工夫

(顧客ターゲットの設定とニーズの調査)

今回発明した消しゴム付き鉛筆は、鉛筆を日常的に使う小学生から高校生が多く購入すると考えられます。そこで、自分の周囲の小学生、中学生、高校生に、文房具をお店で選ぶときにどのような文房具なら買いたくなるかをアンケート調査しました。 **※他人に知られたアイデアは特許出願できないため、応募する発明について詳しい説明はしないよう注意しましょう！**

その結果、小学生は「自分が好きな漫画やアニメのキャラクターに関係していること」、中学生・高校生は「他の人とかぶらないこと」、「自分好みにアレンジできること」が、文房具を選ぶ際の上位の理由であることが分かりました。

(ニーズを踏まえた商品展開)

アンケート結果を踏まえて、今回発明した消しゴム付き鉛筆の商品展開戦略を以下のように考えました。

・小学生向け：漫画やアニメの製作会社とコラボをして、消しゴムを人気キャラクターの形にする

→こうすることで、鉛筆と消しゴムが一体化しているという便利さに加えて、さらに小学生の興味を引くことができると考えられます。

・中高生向け：消しゴム付き鉛筆の消しゴム部分と鉛筆部分を着脱可能で自由に取り替えられるようにして、鉛筆の持ち手部分と消しゴムの色や柄のパターンをいくつか用意する。

→こうすることで、鉛筆と消しゴムの色や柄の組合せを好きにアレンジして差別化できるようにすることが考えられます。また、鉛筆と消しゴムを着脱可能にすると、鉛筆の濃さや消しゴムの種類(普通の消しゴム、砂消しゴム、プラスチック消しゴム)を自分の好みに合わせて組み合わせるという工夫も考えられます。

●先行発明と比較して優れている点

先行する類似発明として、濃さが異なる鉛筆が連結されている発明がありますが、今回発明した消しゴム付き鉛筆は、「文字を書くこと」と「文字を消すこと」の2つの機能を有している点で先行発明と比較して優れています。

今回応募する発明の社会への普及に向けた取組として、商品化に向けた工夫及び先行発明と比較して優れている点について記載してください。

8 発明を創り出そう

(1) アイデアや必要は発明の種

日常生活の中で思い付いたアイデアや、勉強や研究していることに関連して思い付いたアイデアを持っている人は多いと思います。そのアイデアは、正（まさ）に発明の種です。

日常生活や学校生活などで、「不便だな」とか「もっと便利になるといいのに」と思っている人も多いでしょう。そのような不便を感じることに、すなわち「必要」は、『発明の母』²です。

毎日の生活に不便はないし、特別なアイデアもないという人も居るかも知れません。そのようなときは、他人のアイデアを色々と見聞きすると、こうすればもっと良いのにとか、この部分はもっと改良できるのでは、など新たなアイデアが湧くことがあります。



(2) 発明の発掘、展開、把握

発明をして特許出願をするまでには、発明の発掘、展開、把握が必要であると言われています。

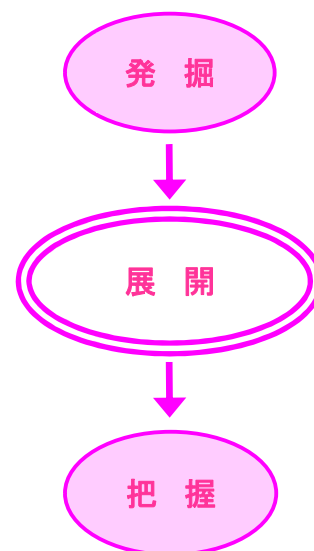
発明の発掘とは、日常生活の中で思い付いたアイデアや、勉強や研究していることに関連して思い付いたアイデアの中から、発明となり得るものを見つけ出すことです。

発明の展開とは、アイデアや工夫に広がりや深みを加えて体系的・網羅的な発明にすることです。漠然としたアイデアや未完成の発明を育成して、完成した発明にすることも発明の展開です。

発明の把握とは、発明の本質、すなわち発明の機能や原理を明確に把握することです。

パテントコンテストに応募しようとする皆さんは、漠然としたアイデアや未完成の発明を抱えている段階や、アイデアのきっかけを待っている段階が多いでしょう。

これらの段階から、パテントコンテストに応募できる発明を創り出すことができるように、発明の発掘・展開を行いましょう。



(3) パテントコンテストでの基本的ステップ

パテントコンテストでの基本的ステップは、右の表のとおりです。

そこで、パテントコンテストに応募するまでに行うべき「1 テーマの選定」、「2 従来技術の収集」、「3 発想」、「4 実現性の評価」について、以下で説明します。

表の「5 マップ化」と「6 出願準備」は、得られた発明

基本的ステップ

1	テーマの選定
2	従来技術の収集
3	発想
4	実現性の評価
5	マップ化
6	出願準備

² 英語の諺（ことわざ）Necessity is the mother of invention より。

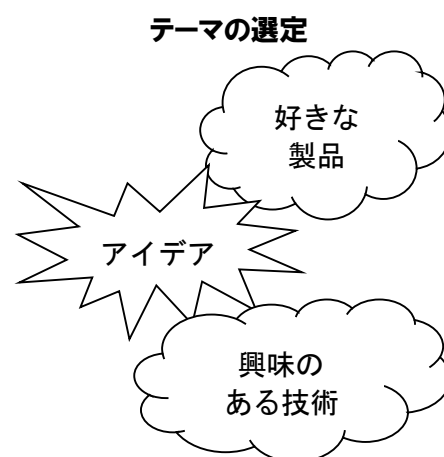
の技術的位置づけを把握して権利化の際に漏れが出ないかを確認したり、どのような形で特許出願をするかを決めたりすることですので、パテントコンテストへ応募した後で行っても間に合います。

9 パテントコンテストの基本ステップ 1 テーマの選定

既にアイデアをもっている場合には、それがテーマになります。まだ、アイデアがない段階であれば、自分が興味をもっている製品や技術をテーマにすると良いでしょう。

テーマは、次で説明する「従来技術の収集」を行っている最中に変更することも多いと思います。例えば、当初、傘の改良のアイデアをテーマにしている場合、「従来技術の収集」で同じアイデア・発明が既にあることが分かった場合、傘についての別の改良にテーマを変更したり、改良点を傘以外のものに応用する発明にテーマを変更したりすることもあるでしょう。

また、発明を考えたり、従来技術の収集を行ったり、友人と話しているときなどに良いアイデアが浮かび、それを新たなテーマにすることもあるでしょう。最初に決めたテーマにこだわりすぎることはありません。



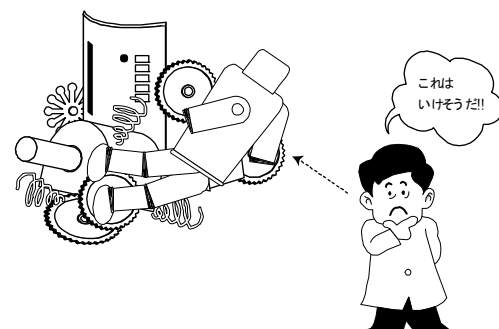
10 パテントコンテストの基本ステップ 2 従来技術の収集

(1) 先行技術の調査が重要なわけ

テーマを決めたら、それに関連する従来技術を集める（調査）します。

美術や音楽においては、感性や素養を向上させるため、名画や名曲を鑑賞したり、模写や演奏の練習をします。名画や名曲は、何百年も前に作られたものも沢山あります。

発想力や発明力・工夫力を高めるにも、過去になされた優れた発明・工夫をたくさん見聞きして感性を高め、また、それらを発想の材料とすることが重要なのです。



(2) インピット(INPIT)の J-PlatPat

従来技術の収集（先行技術の調査）には、インピット（INPIT、工業所有権情報・研修館）がインターネット上に無料で提供している J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）の「特許・実用新案分類検索」を使うと良いでしょう。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>



J-PlatPat の基本的な使い方については、特許情報プラットフォームガイドブックを参考にしてください。J-PlatPat トップページ「マニュアルダウンロード」をクリックする

と、特許情報プラットフォームマニュアルを閲覧する画面が開きます。

(3) 自分のアイデアと同じ発明(先行技術)が見つかったら自慢しよう

日本は、発明・工夫に熱心な国で、毎年何十万件も特許出願がされています。このため、J-PlatPat で先行技術の調査をしていると、自分のアイデアと同じ発明(先行技術)が見つかる場合もかなりあると思います。

先行技術調査で自分のアイデアと同じ発明が見つかったときは、自信をもってください。特許になるようなアイデアを独自に考えたということですから、凄い発想力をもっているという証明です。

(4) 先行技術を改良しよう

しかし、特許制度は、発明者に独占権を与える制度ですから、独自に発明したものであっても、過去に同様な技術が知られている場合には、再度、特許されるということはありません。

先行技術調査で、自分のアイデアと同じ発明(先行技術)が見つかったときには、先行技術を改良することで、一層優れた発明を創り出しましょう。

(5) 自分のアイデアと同じ発明(先行技術)が無かったら注意しよう

今まで誰も思い付かなかったアイデアを考えたということは凄いことですが、ちょっと落ち着いて、よく考えてみましょう。もしかすると基本原理を勘違いしていたり、未解決の悪い副作用があったりして、実現できない発明ということはありませんか。

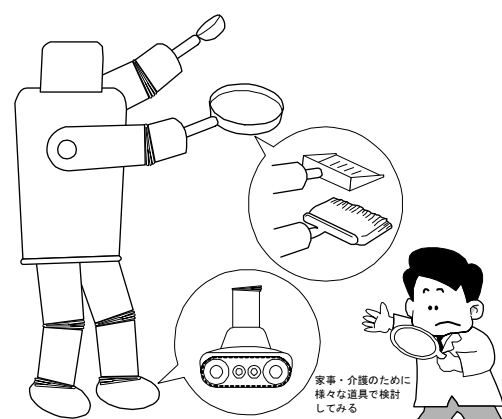
パテントコンテストの基本ステップ4 「実現性の評価」を参考にして、実現性についてきちんと確認しましょう。実現性の確認は、試作して発明の効果を確認することが、一番確実です。

1 1 パテントコンテストの基本ステップ 3 発想

自分のアイデアや、収集した先行技術を材料にしてアイデアを発展させます。一般的には、元となるアイデアの変形、置換、結合、転用などによってアイデアを展開・発展できると言われています。このときには、ブレインストーミング法、KJ 法、TRIZ 法などの発想法を使うことも有効です。

通常の問題解決の場合、良いアイデアができあがればそこで終了にして、アイデアの実行に移ってもよいですが、発明をしようとしている場合は、先行技術と同じ発明や、先行技術から容易に考えつくような発明では、特許を取得することができません。

そこで、自分のアイデアが従来技術(先行技術)から容易に考えつく範囲に入っているのであれば、そのアイデアを更に改良して、従来技術からは容易に考えつかない発明

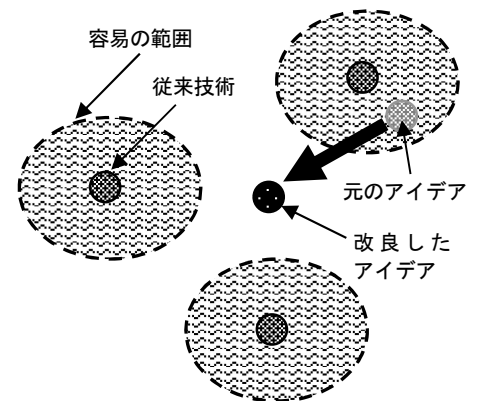


に発展させます。

自分のアイデアをもたないまま従来技術の収集を始めたのであれば、従来技術を改良した発明を考えたり、従来技術のどれとも違うアイデアを考えたりすると良いでしょう。

従来技術を改良して新たな発明とした場合には、その改良点について更に先行技術調査を行いましょう。

アイデアの改良



12 パテントコンテストの基本ステップ 4 実現性の評価

試作が重要！

発明は、技術的な「アイデア」ですが、実現できないアイデアは、発明ではなく願望や夢想³に過ぎません。

パテントコンテストに応募するときには、自分のアイデア（発明）が実現できるものかどうか、試作や実験などによって確認しましょう。

試作が困難な場合は、第三者がその発明を再現できるように具体的構造や具体的方法を説明できるか、そして、発明の効果を技術的な根拠をもってきちんと説明できるかを確認しましょう。

(ライト兄弟の初飛行 1903 年 12 月 17 日 :
ウィキペディア「ライト兄弟」の項目より)



³ 特許は課題を解決する具体的な技術手段（解決手段）に対して付与されます。